

令和6年度

島本町 耐震事業

に関する補助金等のお知らせ



町では、地震に対する安全意識の向上を図り、町内の地震による被害を軽減するため、耐震診断等にかかる費用の一部を町で補助しています。

いつ起こるか分からない地震に備えるためにも、ぜひご活用ください。



対象（耐震診断・耐震設計改修・除却）

①原則、**昭和56年5月31日以前**に建築確認を得て建築された木造住宅

②耐震診断の耐震評定が1.0未満のもの

※耐震診断は①を満たしていれば対象

※資産状況などによっては補助できない場合があります

補助内容（耐震診断・耐震設計改修・除却）

耐震診断

診断費用の11分の10を補助

（所有者負担**5,000円**程度）

※町から民間の耐震診断技術者を派遣できます

※木造住宅以外の戸建住宅や共同住宅に関しても診断に要する費用を補助します

除却

一戸当たり最大**40万円**を補助

※除却に要する費用が40万円未満の場合はその額

耐震設計・改修

○耐震設計

一戸当たり最大**10万円**を補助

※設計に要する費用の7割が限度

※設計の補助を受けられる方は改修が必須要件

○耐震改修 ← **耐震シェルター等も可※**

一戸当たり最大**70万円**を補助

※工事に要する費用が70万円未満の場合はその額

※世帯の収入合計額によっては補助額が最大90万円となります

※耐震シェルターとは、木造住宅1階の1部屋に設けて、万が一の災害に備えるもの。

対象（ブロック塀）

- ・ **高さ80cm超**のブロック塀などの撤去、または一部を撤去する工事。一部を撤去する場合は、撤去後のブロック塀などの高さが80cm以下になること

※道路、公園そのほか不特定多数が利用する**公共施設に面している**必要があります

（民地と民地の間にあるブロック塀などは対象外）

※ブロック塀などを撤去後、フェンスなどを新設する際にセットバックが必要な場合あり

補助内容（ブロック塀）

撤去費用の最大**20万円**を補助

※1㎡あたり最大1万円

受付期間

（耐震設計改修・除却・ブロック塀）：**令和6年1月22日（金）**まで（先着順）

（耐震診断）：**令和6年12月20日（金）**まで（先着順）

※予定件数を超える場合、ご利用できないことがありますので、お早めにご相談ください

注意事項（共通）

- ・ **申請前に着手した場合は補助することができません**
- ・ 建築物の所有者と居住者が異なる場合や土地を共有で所有している場合等には同意書が必要となる場合があります
- ・ 申請に関する様式は島本町ホームページからダウンロード、または都市計画課窓口まで
- ・ この他にも補助にはそれぞれ要件があります。詳細につきましては都市計画課までお問合せください

お問い合わせ先

島本町役場 都市創造部 都市計画課

☎ 075-962-0360（直通）

